

令和7年2月19日
市長定例記者会見資料
保健福祉部障害福祉課

「（仮称）長野市手話言語条例骨子案」に対する市民意見等の募集 （パブリックコメント）結果及び長野市手話言語条例（案）について

保健福祉部 障害福祉課

◆募集期間

令和6年11月28日（木）～12月20日（金）（23日間）

●骨子（案）の閲覧場所、意見・提案用紙の配布窓口

- 障害福祉課
- 各支所
- 行政資料コーナー（第一庁舎3階）
- 市ホームページ

●意見・提案の提出方法

- 持参の場合は、障害福祉課、各支所の窓口へ
- 市ホームページ「ながの電子申請サービス」で提出
- 郵送、FAX、電子メールで障害福祉課へ提出
- 手話による意見（※障害福祉課で手話通訳者が受付）
- 手話動画による意見（※大容量ファイル転送サービスによる受付）

●意見等の公表

- 提出いただいた意見等は、意見に対する検討結果・条例（案）への反映状況などを後日ホームページ等で公表します。
- 意見等の提出者への個別の回答は行いません。

- 意見等の提出者数 16人、延べ19人

提出方法	持参	電子申請	郵送	ファクス	電子メール	手話受付	手話動画	計
人数	2人	4人	0人	4人	9人	0人	0人	19人

- 意見等の件数 59件

(参考)意見・提案に対する対応内容

区分	対 応 内 容	件数
1	骨子案を修正する	13件
2	骨子案に盛り込まれており、修正しない	1件
3	骨子案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする	38件
4	骨子案に盛り込まれていないが、検討の結果、修正しない	2件
5	その他（質問への回答・状況説明等）	5件
合 計		59件

(参考) 骨子案への意見・提案

4

意見・提案箇所	件数
前文	4 件
1 目的	1 件
2 定義	1 9 件
4 市の責務	2 件
6 市民の責務	1 件
7 ろう者の役割	1 件
10 施策の策定及び推進	4 件
11 手話を学ぶ機会の確保等	2 件
12 学校における理解の増進	6 件
13 医療機関における手話の啓発	3 件
15 手話通訳者等の養成等	2 件
20 財政上の措置	1 件
なし	1 3 件
合 計	5 9 件

- 寄せられた意見をもとに骨子案を修正し、条例（案）とします。

内容・ページ	意見の概要	市の考え方
2 定義 P2	「手話通訳者」についての定義がない。 市に登録している手話通訳者や市からの依頼をうけて活動する手話通訳者が対象であることが明確にわかるよう、定義でもはっきりとさせてはどうか。	第8条（手話通訳者の役割）で、手話通訳者の定義を「（市長が別に定める試験に合格した者その他市長が別に定める者をいう。以下同じ。）」と規定します。 手話通訳の資格制度は、手話通訳士（厚労大臣）、手話通訳者（都道府県・市町村認定）を想定しています。
2 定義(1) P2	手話の定義 この条例における「手話」とは「日本手話」なのか「日本語対応手話」なのか、その両方なのかが明記されていないが、どちらなのか？ 現在ろう学校では「口話」と「日本語対応手話」を中心に教えていると伺ったが、この条例で「手話」を「日本手話」と定義した場合にろう学校での教育内容に影響があるか？	2 定義(1)「この条例において、手話とは、」を含む全文を削除し、第3条（基本理念）第1項「手話の普及等は、手話が…」に併せて整理します。 「手話」は「日本手話」、「日本語対応手話」両方を含めて考えているため、教育内容に影響はないと考えます。 第9条（県との連携協力）を規定し、連携を深めていきたいと考えています。
2 定義(1) P2	手話を使っているのはろう者と盲ろう者だけではなく、ろう者を取り巻く親や、子ども（コダ）兄弟（ソーダ）にとっても必要不可欠である。 「ろう者」と限定せず、ろう者「等」又は、ろう者（盲ろう者及びろう者を取り巻く者等）はどうか？	2 定義(1)「…ろう者（盲ろう者等を含む。）…」を含む全文を削除し、第2条（定義）第1項「ろう者」に併せて整理します。 この条例において手話を使用するすべての方は「市民」に含まれています。 手話を第一言語として使用している方が「ろう者」と呼称していることから「ろう者」が適当と考えます。

- 寄せられた意見をもとに骨子案を修正し、条例（案）とします。

内容・ページ	意見の概要	市の考え方
2 定義(1) P2	手話使用者の定義 手話を「ろう者が使用している言語」として いるが、コダ等も手話を使用しており、ろ う者だけが使用しているのではない。 また、ろう者ではなく難聴者で補助的に手話 を使用している人もいるので、「ろう者」で はなく「聴覚障害者」とした方が適当では ないかと思う。	2 定義(1)「…ろう者（盲ろう者等を含む。）…」を含 む全文を削除し、第2条（定義）第1項「ろう者」に併 せて整理します。 この条例において手話を使用するすべての方は「市民」 にも含まれています。 手話を第一言語として使用している方が「ろう者」と呼 称していることから「ろう者」が適当と考えます。
2 定義(1) P2	「（盲ろう者を含む）」を「手話を言語とす る盲ろう者」に変更。	2 定義(1)「…ろう者（盲ろう者等を含む。）…」を含 む全文を削除し、第2条（定義）第1項「ろう者」に併 せて整理します。
2 定義(1) P2	盲ろう者の方々に手話をコミュニケーション 方法として使用している人は少ないため、 「ろう者（盲ろう者等を含む）」という規定 は、違和感を感じる。	「盲ろう者」は「ろう者」と重複する意味があり、「ろ う者」に統一します。
2 定義(2) P2	ろう者とは→盲ろう者は、ろう者ではない。 （きこえにくい者及び盲ろう者のうち……） 盲ろう者を削除する。 ※目と耳の両方に障害がある人のことを「盲 ろう者」と言う。見え方、聞こえ方、環境等 により様々なコミュニケーション方法をとっ ている。	2 定義(2)「及びろう者」を削除します。 「盲ろう者」は「ろう者」と重複する意味があり、「ろ う者」に統一します。

- 寄せられた意見をもとに骨子案を修正し、条例（案）とします。

内容・ページ	意見の概要	市の考え方
2 定義 P2	盲ろう者はろう者には含まれない。 視覚、聴覚重複でどちらにも含まれない全く別の障害である（まだ障害名称として認められていない。）。 「ろう者とは」に盲ろう者が含まれるのは間違いである。 盲ろう者の場合、ただ手話でコミュニケーションをとるだけでは、自己判断、自己決定ができないため、状況説明など色々な情報を伝えるなどが必要である(情報アクセシビリティ・コミュニケーション法)。 条例では、ただ手話の環境だけ整えれば良いと誤解されかねない。 例えば、 1. 「この条例において手話とはろう者が自ら生活を営むために使っている。独自の言語体系を有する」 2. 「この条例は、ろう者（ろう児）だけでなく、手話を言語とする盲ろう者、きこえにくい者など手話を使い日常生活または社会生活を営むすべての者が含まれる。」	2 定義(1)「…ろう者（盲ろう者等を含む。）…」を含む全文を削除し、第2条（定義）第1項「ろう者」に併せて整理します。 「盲ろう者」は「ろう者」と重複する意味があり、「ろう者」に統一します。 2 定義(1)「この条例において、手話とは、」を含む全文を削除し、第3条（基本理念）第1項「手話の普及等は、手話が…」に併せて整理します。
2 定義(1) P2	盲ろう者の中で手話を使っている人も自分はろう者と思っている人は全員ではないと思う。	

- 寄せられた意見をもとに骨子案を修正し、条例（案）とします。

内容・ページ	意見の概要	市の考え方
2 定義(1) P2	「豊かな人間性の涵養」など全体的に表現が難しいため、市民が十分に理解できるよう、中学生がわかる程度の易しい日本語表記にしてほしい。	2 定義(1)「豊かな人間性の涵養…」を含む全文を削除し、第3条（基本理念）第1項に併せて整理します。 本条例には、「豊かな人間性の涵養…」を規定しますが、市民の皆様等に本条例を周知するため、条例をわかりやすく紹介するパンフレット等の作成を予定しています。そのパンフレット等ではやさしい日本語表記を使用するなど、わかりやすい表現に努めます。
2 定義(1) P2	豊かな人間性の「涵養」は、わかりやすい言葉にするか、この言葉を使うのであればルビを振ってほしい。	
2 定義(1) P2	「涵養」という言葉が難しい。	
12 学校における理解の増進(2) P3	児童、生徒及び職員に対し…に保護者は含まれないのか。	12 学校における理解の増進(2)「児童、生徒及び教職員」を「児童、生徒、教職員等」に改め、学校教育活動に関わる方を広くとらえたいと考えています。

長野市手話言語条例について

9

経 過

年月日	内 容
令和5年5月19日	長野市手話言語条例の制定についての市長要望
令和5年12月市議会	長野市手話言語条例の制定に関する請願
令和6年3月22日	長野市手話言語条例勉強会設置 構成(長野市聴覚障害者協会、長野市登録通訳者、長野市障害福祉課等)
令和6年3月22日～	長野市手話言語条例勉強会開催(計4回)

県内の条例制定状況

自治体	条例名	施行日
長野県	長野県手話言語条例	平成28年3月22日
佐久市	佐久市手話言語条例	平成30年4月1日
上田市	上田市手話言語の普及及び視聴覚障害者等の 意思疎通手段等の利用促進に関する条例	令和2年7月1日
塩尻市	塩尻市手話言語条例	令和4年4月1日
軽井沢町	軽井沢町手話言語条例	令和5年3月29日
小諸市	小諸市手話言語条例	令和5年4月1日

前文

※骨子案→条例案(修正赤字)

手話は言語である。

手話は、音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、手や指、体の動きや表情などにより視覚的に表現される言語である。ろう者にとって、物事を考え、意思疎通を図り、知識を蓄え、文化を創造する上で 欠かせない言語として、大切に受け継がれてきた。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を十分^{赤字}に得ることができず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

長野市においては、障害のある人もない人も個人の尊厳が重んじられ、地域の一員として安心して暮らせるまちを築くことを目的とした長野市障害者基本計画を策定するとともに、地域で障害者が社会参加するための環境整備に取り組んできたところである。

一方で、市民が手話に接する機会は少なく、市民の手話に対する理解が十分に深まっているとはいえない状況にある。手話による意思疎通や情報の取得ができる環境を整備するため、更^{赤字}なる取組を進めていかなければならない。

そこで、手話は言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができるまちづくりが必要である。

手話が、障害のある人もない人も、互いに支え合いながら共に生きる地域社会の象徴となり、誰もが手話に親しみ、手話に対する理解を深め、手話が広く日常生活や社会生活でも利用される長野市を目指すため、この条例を制定する。

● 施行日（予定） 令和7年4月1日

※骨子案→条例案(修正赤字)

条	見出し	条文と主な施策
第1条	目的	この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関し、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務並びにろう者及び手話通訳者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、事業者及び市民の手話及びろう者に対する理解の促進を図り、もってろう者とう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。
第2条	定義	1 この条例において「ろう者」とは、きこえない者及びきこえにくい者のうち、手話を使い日常生活又は社会生活を営むものをいう。 2 この条例において「手話の普及等」とは、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。
第3条	基本理念	1 手話の普及等は、手話が音声言語と対等な独自の体系を持つ言語であり、豊かな人間性を涵(かん)養し、及び知的かつ心豊かな生活を送るために必要なものとしてろう者が受け継いできた言語活動の文化的所産であることについての市民の理解の下に、行われなければならない。 2 手話の普及等は、手話が、意思疎通のための手段として選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段として選択の機会の拡大が図られることを旨として行われなければならない。
第4条	市の責務	市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行うとともに、手話の普及等を推進するものとする。
第5条	事業者の責務	事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して配慮するよう努めるものとする。
第6条	市民の責務	市民は、基本理念にのっとり、手話に対する関心と理解を深めるとともに、手話の普及等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

条	見出し	条文と主な施策
第7条	<u>ろう者の役割</u>	ろう者は、基本理念にのっとり、手話の普及等に関する <u>施策に協力するとともに</u> 、主体的かつ自主的に手話の普及に努めるものとする。
第8条	<u>手話通訳者の役割</u>	手話通訳者(市長が別に定める試験に合格した者その他市長が別に定める者をいう。以下同じ。)は、基本理念にのっとり、手話の普及等に関する <u>施策に協力するとともに</u> 、手話に関する技術の向上に努めるものとする。
第9条	県との連携協力	市は、手話の普及等に関する施策の実施に当たっては、県と連携するとともに、県が行う手話の普及等に関する施策に協力するものとする。
第10条	施策の策定及び推進	1 市は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定による障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定による障害福祉計画において、手話の普及等に関する必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。 2 市長は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、当事者団体等の意見を聴かなければならない。 3 市長は、第1項に規定する施策について、実施状況を公表しなければならない。 4 第2項の規定は、第1項に規定する施策の変更について準用する。
第11条	<u>手話を学ぶ機会の確保等</u>	1 市は、市民が手話を学ぶ機会の確保をするため、<u>手話に関する講座の開設その他必要な措置を講ずるものとする。【手話出前教室】</u> 2 市は、市民が手話に親しみを覚える<u>取組を行う者に対し、必要な支援を行うものとする。【イベントの周知、後援】</u>
第12条	<u>学校における理解の増進</u>	1 市は、学校教育において、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、<u>必要な措置を講ずるよう努めるものとする。【パンフレット等の配布】</u> 2 市は、学校において、児童、生徒、<u>教職員等</u>に対し、<u>手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。【手話出前講座、学校への講師派遣】</u>

条	見出し	条文と主な施策
第13条	医療機関における環境整備	市は、医療機関において、ろう者が手話を使用しやすい環境を確保するため、手話通訳者を派遣する制度の周知その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。【手話通訳者名簿の活用について周知の徹底、手話出前講座】
第14条	観光旅行者に関する措置	市は、観光事業者その他の関係者と連携し、ろう者である観光旅行者が観光に関連する施設において、手話を使用しやすいようにするための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。【長野市ガイド協会に準じた手話観光ガイド】
第15条	手話通訳者等の養成等	1 市は、県と協力して、手話通訳者その他の手話を使うことができる者及びその指導者の確保、養成及び手話に関する技術の向上を図るものとする。 2 前項に定めるもののほか、市は、県と協力して、災害時において互いに支え合うための地域づくりに資するよう、手話を使うことができる者の養成を行うものとする。【県への協力、手話奉仕員(市開催講座の受講者)の養成】
第16条	手話による情報発信	市は、ろう者が市政に関する情報を容易に得られるよう、手話による情報発信に努めるものとする。【手話動画の情報発信の検討】
第17条	手話通訳者の派遣体制の整備等	市は、ろう者が手話による意思疎通を図ることができる環境の整備に資するよう、手話通訳者の派遣その他の必要な措置を講ずるものとする。【長野市意思疎通支援事業で派遣を実施中】
第18条	事業者への支援	市は、事業者がろう者に対しサービスを提供するとき、又は事業者がろう者を雇用するときに手話を使用しやすい環境の整備のために行う取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。【手話出前教室】
第19条	災害時等の対応	市は、災害時又は緊急時において、ろう者に対し、情報の迅速な取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。【手話通訳者名簿の活用に対する周知の徹底】
第20条	財政上の措置	市は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

手話言語条例策定のスケジュールについて①

14

年 月	内 容
令和6年2～3月	手話言語条例 勉強会発足
令和6年4月～8月	手話言語条例 勉強会 (素案) の作成
令和6年7月18日(木)	社会福祉審議会諮問 障害者福祉専門分科会①
令和6年10月10日(木)	長野市障害ふくしネット (条例骨子案) の説明
令和6年11月12日(火)	臨時部長会議 (条例骨子案、パブリックコメント実施について)
令和6年11月18日(月)	社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会②
令和6年11月19日(火)	政策説明会
令和6年11月20日(水)	記者会見
令和6年11月28日(木) ～12月20日 (金)	パブリックコメントの実施

手話言語条例策定のスケジュールについて②

15

年 月	内 容
令和 7 年 1 月16日(木)	社会福祉審議会障害者福祉専門分科会③
令和 7 年 1 月28日(火)	社会福祉審議会答申
令和7年 1 月30日(木)	法規審査委員会
令和7年 2 月12日(水)	臨時部長会議（パブリックコメント結果報告、条例（案））
令和7年2月17日(月)	政策説明会（パブリックコメント結果報告、条例（案））
令和7年 2 月19日(水)	記者会見
令和7年 2 月	3月議会に条例（案）の提出
令和 7 年 4 月 1 日	条例施行
令和 7 年 4 月以降	ホームページ、プレスリリース、広報ながの 6 月号配布開始

※進捗状況により変更する可能性があります